

公共下水道への接続をお願いします

下水道へ接続すると！！



○衛生の向上

雑排水(お風呂や台所などからの排水)を道路の側溝(U字溝)や水路に直接流すと悪臭や害虫発生の原因になりますが、下水道に接続することによって改善されます。

○接続の義務

公共下水道が整備された地域内にある建物は、下水(雨水は除く)を公共下水道に流すための工事を行うことが下水道法で義務付けられています。

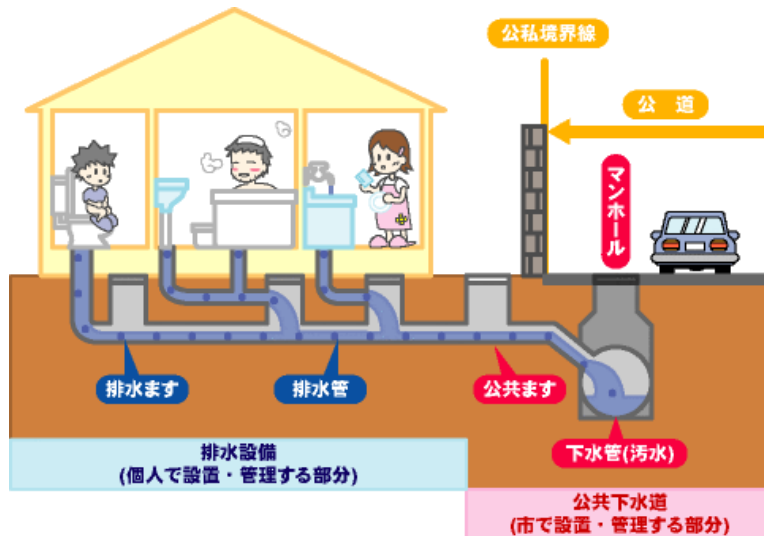
※下水道法第10条

公共下水道の供用が開始された場合は、遅滞なく排水設備を設置しなければならない。

※下水道法第11条の3

くみ取り便所が設けられている建物は、公共下水道の供用開始から3年以内に水洗便所に改造しなければならない。

○接続イメージ



○接続の方法

常総市が指定する排水設備指定工事店にご依頼ください。

排水設備指定工事店一覧は、市ホームページまたは下水道課窓口で確認できます。

問合せ先

常総市下水道課 管理係・業務係

電話：0297-23-2924（直通）